

令和 4 年度 災害時要援護者支援の取組について

災害時要援護者支援に関し、今後の取組を、次のとおりお知らせします。

1 災害時要援護者名簿及び地図のお渡し時期等について

(1) お渡し時期について

名簿のお渡しにつきましては、新たに名簿に登載される方に自治会・町内会への個人情報提供の確認をさせていただくため、令和 5 年 1 月頃に予定しております。

昨年同様、協定締結済の自治会町内会長宛て郵送（一般書留）予定です。

(2) 地図及び支援物品の受領等に関する意向確認について

要支援者の居所を記載した「地図及び支援物品」については、名簿お渡し後にご希望の自治会・町内会に配付いたします。

ご意向について、8 月末までに返信用封筒にてご報告をお願いします。

2 全体説明会について

災害時要援護者支援事業の取組概要についての全体説明会を以下のとおり開催します。

【開催日時】

第 1 回：令和 4 年 8 月 2 日（火） 14 時～15 時 30 分

（場所：大岡地区センター大会議室）

第 2 回：令和 4 年 8 月 5 日（金） 18 時 00 分～19 時 30 分

（場所：南区役所 1 階多目的ホール※WEB 参加可）

【参加方法】

7 月 29 日（金）までに、FAX（241-1151）か、お電話（341-1225）または、
e メール（mn-3pj@city.yokohama.jp）でお申込み下さい。

なお、8 月 5 日（第 2 回）につきましては、WEB（ZOOM）でもご参加いただけます。

※詳細につきましては、別添のチラシをご覧ください。

3 名簿の提供を行っていない自治会町内会へのご案内について

名簿の受領についてご検討いただくため、事業の概要、名簿の受領方法、名簿を活用した取組事例等に関する資料をお送りします。

自治会町内会ご担当者様向け

災害時要援護者支援

に関する説明会

区連会6月定例会資料
令和4年6月20日
総務課／福祉保健課
／高齢・障害支援課



災害に備え、日頃からの地域の関係づくりが大きな防災力となり、いざという時の助け合いにつながります。

すでに協定締結し、名簿を受領している自治会町内会の皆様や、これから名簿を受領しようと思っている自治会町内会の皆様のほか新しく会長になられた方も ぜひご参加ください。

【開催日時】

第1回：令和4年8月2日(火) 14時～15時30分
(場所：大岡地区センター大会議室)

第2回：令和4年8月5日(金) 18時00分～19時30分
(場所：南区役所1階多目的ホール※WEB参加可)

※説明会は両日とも同じ内容です。どちらかにご出席ください。

8月5日(第2回)につきましては、WEB(ZOOM)でもご参加いただけます。

【内 容】

- ・事業概要説明
- ・災害時要援護者名簿について(受領方法・活用方法、個人情報の取扱い)
- ・自治会町内会事例発表 ……他

【参加方法】

7月29日(金)までに、FAX(裏面)か、お電話(341-1225)または、
eメール(mn-3pj@city.yokohama.jp)でお申込み下さい。

～お電話・eメールでお申し込みの際は、下記の項目をお知らせください。～

- ①自治会町内会名 ②参加希望日 ③参加人数 ④代表者のお名前・ご役職
⑤代表者のご連絡先⑥参加方法(会場出席・Web参加※8/5のみ)

【お願い】

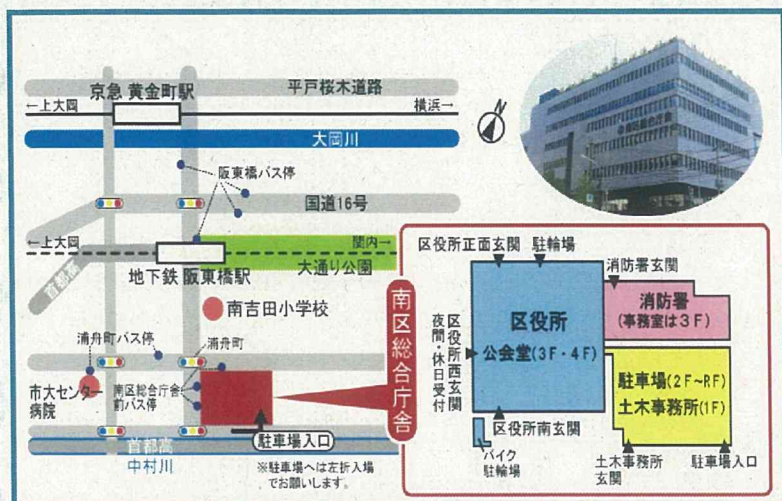
会場出席の場合、当日はお越しになる前に体調確認を行い、発熱(37.5℃以上)風邪症状(咳、のどの痛み等)がある場合は参加をお控えください。また、マスクの着用、来場前後での手洗い等、感染予防対策にご協力ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う関係機関からの要請等があった場合、会場開催を中止することがあります。

総務課防災担当 TEL 341-1225
FAX 241-1151

・南区役所のご案内

(住所:南区浦舟町2-33 電話(代表):341-1212)



最寄駅	○市営地下鉄「阪東橋」駅(出口1B) 徒歩約8分 ○京浜急行「黄金町」駅 徒歩約14分
最寄バス停	○「南区総合庁舎前」徒歩すぐ 市営:199系統、神奈中:戸45系統、 相鉄:旭4系統 市営:158系統、京急:110系統 (いずれも磯子・滝頭方面行きのみ) ○「浦舟町」徒歩約2分 市営:68・102・158・324(急行横浜駅前行き) 系統、京急:110系統 ○「阪東橋」徒歩約8分 市営:2・32・68・79・102・113系統、 神奈中:戸03・東06・横43・横44・港61・船20系統、 相鉄:旭4系統

・大岡地区センターのご案内

(住所:南区大岡1-14-1 電話(代表):743-2411)



最寄駅	○弘明寺駅(地下鉄)徒歩3分 ○弘明寺駅(京急)徒歩15分
最寄バス停	○神奈中バス 60、港61、舟20 系統 『弘明寺』徒歩3分 ○市営バス 2、9系統『弘明寺』徒歩3分

災害時要援護者名簿に関する説明会 参加申込書(FAX)

※切り取らずに、このままご送信下さい。

【参加希望回】 ・第1回(8月2日 火) ・第2回(8月5日 金)

(ご希望の回を○で囲んでください)

【自治会町内会名】

【参加人数】 名

【代表者】 お名前 ご役職 ご連絡先(お電話番号)

【出席方法】 ☒ 会場出席 / ☐ web参加※8/5のみ (参加方法を○で囲んでください)

申込先 ⇒ 南区役所総務課防災担当 FAX:241-1151

【参考】

1 災害時要援護者支援とは？

「災害時要援護者」とは、高齢者や障害のある方など、地震などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難すること等が困難な方をいいます。

災害時要援護者支援とは、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援等が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

2 地域での災害時要援護者支援の取組について

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な方（災害時要援護者）の被災が多く見られたことから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要と言われています。また、近年では震災だけではなく、風水害への対策の必要性も高まっています。

要援護者の把握

まずは、地域のどこに助けを必要としている方がいるのかを把握しましょう。取組が困難でも、名簿を用意しておけば、いざという時に役立つ可能性があります。

○要援護者を把握する方法

方法	説明
区の名簿を受領 (情報共有方式)	区が作成している要援護者名簿を、区と協定を締結して受領します。要援護者を把握するための負担が少なくなります。
地域で名簿を作成 (手上げ方式)	地域で自治会名簿等を活用したり、回覧等で要援護者を募って名簿を作成します。

※2つの方法を組み合わせて要援護者の把握を行っている地域もあります。

【区の名簿の特徴】

- 個人情報の収集に必要な本人への確認手続を区が行います。
- 支援が必要な方の情報を得られます。
- 一度協定を締結した後は、毎年区から更新名簿を提供します。
- 名簿と併せ、要援護者の居所を記した地図を提供します。

是非ご検討
ください！



【区の名簿を提供した自治会町内会数】

自治会町内会数	協定締結数(=名簿提供数)
205	166

※令和4年5月末時点

災害発生時に備えた取り組みの実施

要援護者の訪問や地域の行事への勧誘など、日ごろからの顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害発生時に備えた安否確認や救助・避難方法を検討したり、訓練等を実施します。



できる範囲で
取り組みをお願いします！

3 区役所の取組

南区では、自治会 町内会へ要援護者名簿を提供する他、様々な取組を実施します。

要援護者支援の取組に関する相談支援

① 説明会の開催

名簿提供の手続き、個人情報の取扱い、名簿を活用して実際に地域で行われている事例等を紹介する、説明会を開催します。(8/2・8/5 開催)
参加方法は別紙をご覧ください。



ご参加をお待ちしています。



② 「ご近助講座」の開催(通年)

職員が地域にお邪魔してご説明・意見交換を行う「ご近助講座」を年間を通じて開催します。
○日程：希望する曜日・時間(土日、夜間もOK!)
○内容：事前ご要望を伺い、希望する内容で実施します。
○申込・問合せ：総務課防災担当(341-1225)



4 取組の全体像

【自治会町内会】

○要援護者の災害発生時の安否確認、避難支援などにつながる取組実施。

- ・区の名簿の活用による要援護者の把握
- ・民生委員と協力した訪問や見守り活動
- ・自治会行事への参加による要援護者と地域住民との関係づくり
- ・避難訓練の実施など。 ※できる範囲で取り組んでください。

と、いわれても・・・

- 具体的に何をすればいいの？
- もっと基本的なことを一から教えてほしい。
- 区から名簿を受け取る方法を教えてほしい。
- 名簿は受け取ったがどう活用すればいいの？
- 個人情報の取扱いで注意することは？ 等々

相談・助言

【区役所】

【南区要援護者支援3課プロジェクト】

総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課がプロジェクトをつくり、地域の取組を支援します。

要援護者名簿(地図)等の提供、「ご近助講座」の開催等

【問合せ先】 災害時の自助・共助に関すること

災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること

災害時要援護者名簿に関すること

総務課 341-1225

福祉保健課 341-1181

高齢・障害支援課 341-1136